

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和8年9月30日

水 曜 日

号 外(4)

目次

規則

○富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第46号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年富山県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

別表第2の1の項中「就学支援金法」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(デジタル化推進室)